

ニュージャージー日本人学校スクールバス規定

2000年4月改定

第1章 スクールバス運営

第1条 (目的)

この規定はスクールバスの運営ならびに利用に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 (運営)

1. スクールバスの運営はニューヨーク日本人教育審議会(以下「審議会」と言う)がこれにあたる。
2. スクールバスに関する運営事務は審議会事務局長の所管とする。

第3条 (組織)

スクールバスは審議会を中心に、学校、学校内に置かれるスクールバス事務局(以下「バス事務局」、PTA スクールバス委員会(以下「バス委員会」と言う)、ならびにファーストスチューデント社(以下「バス会社」と言う)が協力してバス運行に関する問題の処理にあたるものとする。

第4条 (バス委員会)

1. バス委員会はスクールバス利用の児童・生徒の保護者の中からバス停毎に各1名を選出して組織する。
2. バス委員会の組織運営に関する事項は「スクールバス利用上の取り決め事項」としてバス委員会が別に定める。

第2章 業務の分担

第5条 (審議会)

審議会はスクールバス会社の選定、契約の締結と更新、バス料金の交渉、保護者負担額の決定、年度毎のバス会計収支報告および学校、バス委員会、バス会社との間におけるバス運行上の総合調整をはかるものとする。

第6条 (学校)

学校が分担する業務は次のとおりとする。

1. スクールバス利用に関する年間計画表の作成。(諸行事を含む)
2. 児童生徒への乗車指導。
3. 非常時(雪、嵐等)における処置の決定(ならびに緊急連絡網による利用者への連絡)
4. バス事務局への必要に応じた協力

5. その他運営上必要な事項の処理

第7条 (バス事務局)

バス事務局が分担する業務は次のとおりとする。

1. スクールバスの運行状況のチェック
2. バス運行表の作成、変更及びバス会社、利用者への送付。
3. バス路線及びピックアップ地点の決定、変更ならびに運行時間の調整。
4. 路線チェック。
5. 大雪、嵐、その他緊急措置を必要とする場合、学校の措置の決定を受けて、バス会社、バス委員(長)への連絡
6. 非常時(事故も含む)、交通渋滞等による遅延が生じた場合のバス委員(長)への速やかな連絡。
7. バス利用申し込みに対する路線調整とバス委員(長)への連絡
8. バス利用中止、又は路線変更届に対するバス委員(長)への連絡
9. バス料金の徴収とバス会社への支払い業務。
10. その他スクールバス運行に関する必要な事務

第8条 (バス委員会)

バス委員会は児童・生徒のバス通学が安全、迅速にできるよう次の業務を分担する。

1. バス運行の状況を監査し、必要に応じ学校、審議会、バス会社との連絡調整にあたる。
2. 緊急連絡網を整備し、緊急連絡に備える。
3. 利用者を把握し、安全指導上の協力につとめる。
4. 利用者の父母、学校、審議会、バス会社とのパイプ役をつとめる。
5. その他必要事項に関する協力。

第9条 (バス会社)

1. 通常 of 安定したスクールバス運行。
2. 常時及び非常時に備えた、バス会社の事務所への連絡要員の確保
3. 非常時(雪・嵐等)の運行についての学校との連絡調整。
4. 非常時(事故も含む)、交通渋滞等による遅延が生じた場合の学校への速やかな連絡。
5. その他契約書に定められた事項。

第3章 スクールバスの利用

第10条 (スクールバスの性格)

1. スクールバスは児童・生徒が登下校の目的で利用するのが原則である。但し、次の各号に掲げる場合は特例とする。
 - ① 同じバスルートの中で下車すること。
 - ② 他の通学方法によって下校すること。
 - ③ 保護者の出迎えを受けて下校すること。
2. 前項各号の許可を求める為に、保護者は学校(バス担当教諭宛)と運転手に宛てて「下校時のスクールバス乗車変更届」を提出する事とする。

第11条 (バス利用の開始)

1. バス利用希望者は、所定の届出用紙(「スクールバス利用及び変更届」)に記入の上、学校に提出する。
2. バス事務局はバス委員の協力を得て、バスストップ、ピックアップの時間を調整し、その結果を直接利用者に通知する。

第12条 (バス利用の中止)

1. 転居、退学等の理由で、スクールバスの利用を中止する場合には、バス利用中止届を学校に提出するほか、バス委員への電話連絡が必要である。これらのバス利用中止の手続きが不備の場合には、原則として料金の継続支払いが要求される。
2. 学期途中でのバス利用中止については、原則として料金の返却並びに割引はしない。

本規定は1998年2月1日改定、4月1日より施行。

第13条 (欠席する場合の連絡)

児童・生徒が病気その他の理由で欠席する場合は、同じ地点またはその手前で乗車する児童・生徒に運転手への連絡を依頼しなければならない。続けて欠席する場合にも、その都度の連絡が必要である。

第14条 (決算報告)

決算報告は各年度毎に審議会が行うものとする。

本規定は1998年2月1日改定、4月1日より施行。

第15条 (バス路線)

バス路線においてその定員が満杯となるか、なることが確実に予想される場合は、バス委員会(臨時会も含む)にて協議した上で、路線の増設および変更(バス停、バスの種類、路線ルート)等、随時決定することができる。

本規定は1997年8月1日より施行。